

令和7年度

鋼構造物計画設計技術指針（小水力発電設備編）検討業務

特別仕様書

（当初）

関東農政局土地改良技術事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

鋼構造物計画設計技術指針（小水力発電設備編）検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、鋼構造物計画設計技術指針（小水力発電設備編）（平成26年12月改訂）を改訂するための事前調査を行うものである。

(一般事項)

第1-3条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 受注者は、作業実施の順序、方法等については、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。

(管理技術者)

第1-4条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	電気電子-電気設備、電力エネルギーシステム 農業-農業土木 農業-農業農村工学 機械-機械設計等
	電気電子	電気設備、電力エネルギーシステム
	農業	農業土木 農業農村工学
	機械	機械設計等
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	—
	機械	—
	農業土木	—
博士	農学、工学	—

農業土木技術管理士、技術士（農業-農業土木、農業農村工学）、技術士（機械-機械設計等）、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）及び博士（農学、工学）については、電気設備を含む施設の設計及び基準・指針の検討業務の実務経験を有すること。

(担当技術者)

第1-5条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(技術者情報の登録)

第1-6条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-7条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(参考図書)

第2-1条

作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次のとおりである。

- (1) 鋼構造物計画設計技術指針（小水力発電設備編）（平成26年12月改訂版）

(貸与資料)

第2-2条

貸与資料は、次のとおりである、

- (1) 平成24年度 「鋼構造物計画設計技術指針（小水力発電設備編）」改訂検討業務 報告書
- (2) 平成25年度 「鋼構造物計画設計技術指針（小水力発電設備編）」改訂業務 報告書

(参考資料の取扱い)

第2-3条

第2-1条に示す参考図書の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用いるものとし、改定された場合は、監督職員と協議するものとする。

第3章 作業内容

(作業項目)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

(作業の留意点)

第3-2条

業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 作業にあたっては、検討した整理結果が、実態と合ったものとする。
- (2) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) アンケート調査の対象業者は、小水力発電設備メーカー8社程度、設計コンサルタント8社程度を想定しているが、詳細については監督職員と協議するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ回数等)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

	打合せの段階	場 所
初 回	作業着手前の段階	関東農政局土地改良技術事務所
第2回	中間打合せ（アンケート作成段階）	関東農政局土地改良技術事務所
第3回	中間打合せ（アンケート調査とりまとめ段階）	関東農政局土地改良技術事務所
最終回	報告書原稿作成段階	関東農政局土地改良技術事務所

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度、内容について、監督職員と相互に確認するものとする。ただし、別紙-2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物は共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部を提出するものとする。

- (2) 成果物の出力 2部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り措置を行った成果物の出力は不要である。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

埼玉県川口市南町2-5-3

関東農政局土地改良技術事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-2条に示す「作業の留意点」に変更が生じた場合。
- (3) 第4-1条に示す「打合せ回数等」に変更が生じた場合。
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和7年度 鋼構造物計画設計技術指針（小水力発電設備編）検討業務
作業項目内訳表

別紙1

作業項目	作業内容	実施作業数量	備考
1. 準備・計画	<p>過年度に実施された改訂検討業務の報告書及び現行指針（平成26年12月版）の内容を確認するとともに、当時参考文献とされた資料等について、令和7年度時点における改正や廃止、追加等の有無を調査する。</p> <p>これらを十分に把握・整理した上で、本業務全体の作業工程、スケジュール、調査対象範囲等を明記した作業計画書を策定する。</p>	1式	
2. 現行指針に関する検討			
2-1. アンケート調査の実施	<p>小水力発電設備の設計・施工について、実績を有するコンサルタント、機器メーカー等を対象にアンケート調査を実施する。</p> <p>調査項目には、現行指針の活用状況、課題認識、新技術への対応可能性等を含め、現場での実態を把握することを目的とする。</p> <p>実施後、得られた結果を集計・分析し、課題の傾向や改善ニーズをとりまとめる。</p>	1式	小水力発電設備メーカー8社程度、設計コンサルタント8社程度を想定
2-2. 新技術に関する事例の整理	<p>平成27年度以降に導入された小水力発電に係る新技術及び関連法制度の動向を収集・整理する。</p> <p>これらを踏まえ、現行指針に追加・改訂すべき技術項目や、設計段階での法的要件の明確化に向けた記述の必要性について検討する。</p>	1式	
2-3. 現行指針の課題の整理	<p>上記2-1および2-2の成果をもとに、社会情勢の変化や新技術・制度の進展を踏まえ、現行指針で見直しの必要性を検討し、見直しが必要と判断される事項を体系的に整理・分類する。また、標準化による設計の簡素化・汎用化の必要性等もあわせて検討する。</p>	1式	

<p>3. とりまとめ</p>	<p>各作業項目における成果物（アンケート結果、技術動向資料、課題整理票等）を点検・整理し、全体の報告書案を作成する。</p> <p>報告書には、指針改訂の方向性や必要とされる技術的検討の視点を明記し、将来的な改訂作業の基礎資料として活用できるように構成する。</p>	<p>1式</p>	
-----------------	--	-----------	--

別紙-2 (第4-1条関連)

調査基準価格算定に用いる割合は、予定価格算出の基礎となった同表A~Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあつては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント(土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額